

芦屋市個別 GIS 構築、庁内統合型 GIS 及び市民向け
情報公開 GIS 構築業務に係る公募型提案依頼書

芦屋市企画部市長公室DX行革推進課

芦屋市個別 GIS 構築、庁内統合型 GIS 及び市民向け情報公開 GIS 構築業務委託提案方式実施要領

1 提案依頼の概要

(1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「芦屋市個別GIS構築、庁内統合型GIS及び市民向け情報公開GIS構築業務委託」（以下、「本業務」という。）とする。

(2) 本業務の目的及び依頼内容

本市では、個別地理情報システム（以下「個別 GIS」という。）※1 の OS (Windows10) サポート期限が令和 7 年 10 月で終了することから、次期 OS (Windows11) に対応したシステムへの移行を必要としている。また、個別 GIS で構築されたデータを用いて、庁内統合型 GIS（以下「統合型 GIS」という。）及び市民向け情報公開 GIS（以下「公開 GIS」という。）を運用しており、統合型 GIS では地理情報や行政情報を組織横断的に活用することを可能とし、公開 GIS ではインターネットを通じて、本市が保有する地理情報や行政情報を公開している。個別 GIS の移行並びに統合型 GIS 及び公開 GIS を構築し、各システムがシームレスに連携することで一層の業務効率化を実現することを目的とする。

※1（道路情報管理システム、住居表示管理システム、都市計画情報管理システム、下水道情報管理システム、建築行政総合支援システム、文化財情報管理システム等）

(3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

(4) 公募型提案方式とした理由

本業務の目的及び依頼内容を実現できる最適な方法を予定金額の範囲内で実施するべく、指定した内容の条件を満たしたより良い提案を募るため、本提案依頼を行うこととした。

(5) 業務期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(6) 予定金額（上限額）

本業務の 2 か年の予定金額総額（上限額）は、137,166,000 円であり、見積額がこの金額を超過した場合は失格とする。

また、履行期間末日までは構築業務の範囲としてサービスの提供を行うものとし、

別途サービス料は発生しないものとする。

2 提案手続

(1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

(2) 参加意思表明書提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市企画部市長公室DX行革推進課へ提出すること。

辞退する場合は、「辞退届」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市企画部市長公室DX行革推進課へ提出すること。

なお、やむを得ず参加を辞退した場合においても、今後の指名等への影響はないことを申し添えておく。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、DX行革推進課情報政策代表メール（joho@city.ashiya.lg.jp）宛に、別紙「質問回答票」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、質問者にメールで返信のうえ、ホームページで公表する。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、「企画提案書・見積書提出期限」までに「2(5) 提出場所」へ持参又は郵送の上、提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 提出場所

芦屋市企画部市長公室DX行革推進課

(6) 問合せ先

芦屋市企画部市長公室DX行革推進課

担当：高木

TEL：0797-38-2021

FAX：0797-34-6713

E-mail：joho@city.ashiya.lg.jp

(7) 1次評価結果通知

1次評価結果は、辞退者を除く全ての提案者に電子メールにより送付する。

また、1次評価の通過者には、併せて2次評価の時間帯を連絡する。2次評価の内容については、「3(1) 評価方法」を参照すること。

(8) 最終結果通知

最終結果については、先に全ての1次評価通過者に電子メール又はFAXにより送付し、郵送する。また、通知送付後、芦屋市ホームページに1ヶ月間、審査結果を公表する。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査、1次評価及び2次評価によって決定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額（上限額）」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

段 階	種 別	対 象	評 価 者	概 要
参加資格確認	・書類審査	参加申請書提出者	専門委員会	参加申請書提出者が参加資格を満たすかを確認する。
事前審査	・書類審査	企画提案書等提出者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。
1次評価	・企業評価 ・提案内容評価 (書類審査)	事前審査通過者	専門委員会	企画提案書に対する回答に基づき評価する。
2次評価	・提案内容評価 (面接審査) ・価格評価	1次評価上位3社	専門委員会	提案内容のヒアリングに基づき評価する。 提案内容とヒアリング回答が異なる場合は、2次評価の点数で調整する。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

ア 1次評価から2次評価までの点数により、総合点で事業者を決定する。

イ 配点は、企業評価1割（100点）、提案内容評価5割（500点（1次評価400点、2次評価100点）、価格評価4割（400点）とする。

(3) 参加資格確認

ア 対象

参加意思表明書提出者

イ 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認します。

(4) 事前審査

ア 対象

企画提案書等提出者

イ 評価方法

提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。

(5) 1次評価

ア 対象

事前審査通過者

イ 評価方法

企画提案書等について書類審査を行う。

(6) 2次評価

ア 対象

1次評価上位3者

イ 評価方法

(ア) ヒアリングによる評価

2次評価者の中から、提案内容について、本市からの質問形式で行う。

ヒアリングは令和6年10月30日（水）午前又は午後に、各社75分程度を予定している。

(イ) 価格評価

価格評価については平成19年3月に、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において決定された計算式を用いて評価する。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格（提案価格）} + 5 \text{ 年間の保守見積額（※1）}}{\text{予定価格} + 5 \text{ 年間の保守見積額（※2）}} \right)$$

※1 入札価格に加える保守見積額は提案者の保守見積額とする。

※2 予定価格に加える保守見積額は各社の保守見積額の平均（1円未満切上げとする）

※3 価格評価は税抜の見積額で行う。

※４ 価格評価は、現行システムからの移行費用を含む費用の総額によって判定するものとするが、「PasCAL for LGWANLへの移行」は、そのデータ移行に係る費用は含めるものとし、「PasCAL for LGWANL以外の製品への移行」はそのデータ移行に係る費用は提案価格から控除するものとする。なお、提案価格から控除する額は、１８，２００，０００円（税抜）又は移行費用のいずれか小さい額とする。

(7) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

ア 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合

イ 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合

ウ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合

エ 「提案依頼交付開始日」から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合

オ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、１項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は、全選考委員評価点の総合計が満点の６０％未満である場合

４ その他

(1) 留意事項

ア 委託契約は、長期継続契約とし、契約期間は、契約締結日から令和７年９月３０日までとする。

イ 提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。

ウ 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。

エ 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

オ 最優秀提案者を本業務委託の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。

以 上

評価基準表

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
企業評価	企業能力	履行保証力	自己資本比率 【貸借対照表（写）】	25%以上	5
		瑕疵担保力	損害賠償保険の加入状況 【企業賠償責任保険加入証（写）】	5千万円以上	5
		業務実績	過去5年間における同種業務の実績 【履行実績届】	あり	20
		品質マネジメント	ISO9001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	5
		環境マネジメント	ISO14001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	5
		情報マネジメント	プライバシーマーク又はISO27001の取得 【プライバシーマーク登録証（写）又は認証登録証明書（写）】	取得	20
	地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地 【競争入札参加資格申請書により確認するため不要】	芦屋市内	5
		業務実績	本市と契約書を交わした直近の案件の業務実績（過去5年間に限る） 【契約書（写）】	あり	5
	社会性	企業年金制度	企業年金制度導入 【企業年金制度導入に関する証明書（写）】	導入	5
		障がい者雇用状況	障がい者の雇用状況 【障害者雇用状況報告書（写）】	あり	5

		男女共同参画推進の取組	育児・介護休業、子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入 【各事業者の制度概要(写)】	あり	5
審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
企業評価	社会性	女性活躍推進の取組	えるぼし認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書(写)】	取得	5
		子育てサポートの取組	くるみん認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書(写)】	取得	5
		若者雇用促進の取組	ユースエール認定の取得 【基準適合事業主認定通知書(写)】	取得	5
小 計					100
審査項目	評価項目		評価の視点		配点
提案内容評価	基本的概要	概要及び特徴	提案者が提案するシステムの概要及び特徴が本市の求める選定方針に沿ったシステムであるか		10
	道路情報管理システム及び窓口閲覧システム	利用者目線	来庁者及び職員にとって目的の業務、閲覧を行うために直感的にわかりやすい操作性になっているか		20
		スペック	スムーズな動作を実現するためスペックに余裕を持たせているか		10
		移行	旧システムから問題なく移行できるか		10
		その他	その他職員の利便性向上に資する機能を有しているか		10
	住居表示管理システム	利用者目線	職員が目的の業務を行うために直感的にわかりやすい操作性になっているか		10
		証明書発行	各種証明書等の発行をミスなく効率よく実施できる工夫がされているか		15

		E U C機能	システムに登録されている値を容易に抽出し加工できるか	1 5
審査項目	評価項目		評価の視点	配点
提案内容評価	住居表示管理システム	在庫管理	各種表示板の在庫管理を容易にする工夫がされているか	5
		その他	その他職員の利便性向上に資する機能を有しているか	5
	統合地理情報課金システム	利用者目線	来庁者が目的の情報を得るため、または業務を行うために直感的にわかりやすい操作性になっているか	5
		その他	その他来庁者の利便性向上に資する機能を有しているか	5
	都市計画情報管理システム及び窓口閲覧システム	利用者目線	来庁者及び職員が目的の業務、閲覧を行うために直感的にわかりやすい操作性になっているか	2 0
		スペック	スムーズな動作を実現するためスペックに余裕を持たせているか	1 0
		移行	旧システムから問題なく移行できるか	1 0
		更新・修正	都市計画情報管理システム及び窓口閲覧システム、庁内統合型 GIS、市民向け情報公開 GIS、統合地理情報課金システムの同じ内容のデータ更新・修正において、効率的かつ遺漏なく行えるようシステム間の連携・整合を図れるか	1 0
	下水道情報管理システム及び窓口閲覧システム	利用者目線	来庁者及び職員が目的の業務、閲覧を行うために直感的にわかりやすい操作性になっているか	1 5
		集計機能	データを集計・分析する機能の利便性が高いか	1 5
		データ容量	ファイリングデータの容量が多いか ファイリングデータの容量が増加したことによる操作速度に遅延が生じないか	1 0

審査項目	評価項目		評価の視点	配点
		その他特徴	その他職員の利便性向上に資する特徴を有しているか	10
提案内容評価	文化財情報管理システム	利用者目線	職員が目的の業務を行うために直感的にわかりやすい操作性になっているか	5
		集計機能	データを集計・分析する機能の利便性が高いか	5
		移行	旧システムから問題なく移行できるか	5
		バックアップ・冗長性	バックアップは十分に取られているか また、十分な冗長性を持った構成となっているか	5
	建築行政総合支援システム及び窓口閲覧システム	利用者目線（来庁者）	来庁者が操作する際に直感的にわかりやすいものとなっているか	10
		利用者目線（職員）	職員が目的の業務を行うために直感的にわかりやすい操作性になっているか 台帳の条件検索をする際にチェックボックスやプルダウンとするなど工夫が来ているか	10
		スペック	スムーズな動作を実現するためスペックに余裕を持たせているか	5
		システム障害時における対応	システム障害が発生した場合、迅速に復旧を行うための体制が構築されているか	10
		拡張性	今後、申請が電子化になることも踏まえて、台帳へのインポート機能など、将来的に機能追加を可能とする構成となっているか	10
		法令改正時における対応	法改正があった際の軽微なシステム修正について適宜対応を行うための体制が構築されているか	5
	型 庁内統合GIS	利用者目線	職員が目的の業務を行うために直感的にわかりやすい操作性になっているか	10

審査項目	評価項目		評価の視点	配点
		統合性	個別 GIS 等で作成したレイヤーが集約され、庁内の誰でも活用できるようになっているか	10
提案内容評価	型 GIS 庁内統合	汎用性	地図を用いた軽易な作業から、個別 GIS の機能を代替又は補完することが可能な機能を保有しているか	10
	市民向け情報公開 GIS	利用者目線	閲覧者が目的の情報を得るために直感的にわかりやすい操作性になっているか	15
		情報公開	本市が保有し公開が可能な情報を、必要な範囲で多く公開できているか	15
	プロジェクト管理・移行 プロジェクト管	プロジェクト管理	プロジェクトの進め方は適切か 研修・初期サポートは十分か	5
		移行	旧システムから問題なく移行できるか	10
	運用保守・セキュリティ等	運用保守・運用支援	提案者の構築するシステムは、安定性の高いものであるか 運用保守体制が十分なサポート体制となっているか 将来的な法改正・バージョンアップ等への対応等の作業負担、費用負担を軽減できるものであるか 職員の負担軽減を考慮した役割分担がなされているか 十分な運用支援が期待できるか	10
		障害対応	障害発生時の対応は迅速かつ効果的なものか	5
		セキュリティ	セキュリティ対策は万全か 外部からの脅威への対策は万全か ログの管理等セキュリティに関する機能を有しているか	5
		バックアップ・冗長性	バックアップは十分に取られているか また、十分な冗長性を持った構成となっているか	5
	その他	追加提案	追加提案に対する費用の考え方は妥当か 追加提案は将来性のあるものか	10

審査項目	評価項目		評価の視点	配点
提案内容評価	ヒアリング評価 (2次評価)	提案内容の適格性	提案内容について書面を補う内容確認を行い、内容が適切か、信頼できるか	100
小計				500
価格評価	コスト縮減努力		見積の妥当性、コスト意識	400
小計				400
総計				1000

芦屋市個別 GIS 構築、庁内統合型 GIS 及び市民向け情報公開 GIS
導入業務委託提案方式スケジュール

手 続	日 時
(1) 公表	令和 6 年 8 月 2 2 日 (木)
(2) 質問受付期間	令和 6 年 8 月 2 2 日 (木) から 令和 6 年 9 月 5 日 (木) 1 7 時まで
(3) 質問回答期限	令和 6 年 9 月 1 2 日 (木) 1 7 時まで
(4) 参加意思表明書提出期限	令和 6 年 9 月 1 8 日 (水) 1 7 時まで
(5) 参加資格の有無の通知	令和 6 年 9 月 2 4 日 (火) 9 時以降
(6) 企画提案書・見積書提出期間	令和 6 年 9 月 2 4 日 (火) から 令和 6 年 1 0 月 1 5 日 (火) 1 7 時まで
(7) 1 次評価結果通知	令和 6 年 1 0 月 2 3 日 (水) 1 7 時以降
(8) 2 次評価 (ヒアリング)	令和 6 年 1 0 月 3 0 日 (水) ※ ヒアリング実施順、予定時間は別途指定 します。
(9) 最終結果通知	令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (月)
(10) 契約締結予定日	令和 6 年 1 1 月 1 5 日 (金)

公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和6・7年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和61年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。